

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく
司法警察員の指定に関する規則

発出年月日：平成12. 8. 15
文書番号：沖縄県公安委員会規則13
公表範囲：全文

(傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員)

第1条 沖縄県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条及び第7条第1項の規定による沖縄県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる警察官とする。

- (1) 警察本部の生活安全部（地域課及び通信指令課を除く。）、刑事部又は警備部（機動隊を除く。）に勤務する警視以上の階級にある警察官
- (2) 警察署に勤務する警視以上の階級にある警察官

(証票)

第2条 沖縄県公安委員会は、前条の規定により指定した者に対して別記様式の証票を交付するものとする。

- 2 前条各号に掲げる者は、法第4条に規定する傍受令状の請求又は法第7条第1項に規定する傍受ができる期間の延長の請求をするに当たり、裁判官の要求があったときは、前項の証票を提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成12年8月15日から施行する。